

一般条項

第1条 (会員—本人会員・家族会員)

1. トマトカード株式会社(以下「当社」と称します。)に対し、UCトマトカード会員規約(以下「本規約」と称します。)を承認のうえ、当社が発行するクレジットカード(以下「カード」と称します。)の利用をお申し込みいただき、当社が入会を認めた方を本人会員とします。
2. 家族会員とは、本人会員の家族のうち、本人会員が家族会員のカード利用について本規約の適用があることを承諾のうえ本人会員の代理として指定して申し込みをし、当社が適当と認めた方とします。
3. 本人会員は、家族会員のカード及び各種サービスの利用によって生じる一切の債務を負担します。

第2条 (カードの発行と管理)

1. 本人会員、家族会員(以下両者を「会員」と称します。)には当社が発行するカードを貸与します。
2. 当社よりカードが貸与された場合は、ただちに当該カードの署名欄に当該会員ご自身のご署名をしていただきます。
3. カードの所有権は当社に属し、会員には善良なる管理者の注意をもって使用保管していただきます。
4. カードは、カード表面にお名前が印字され所定の署名欄に自署した会員ご本人のみが使用でき、他人に貸与、譲渡もしくは担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することは一切できません。
5. 前項に違反してカードが使用された場合、その利用代金等の支払いは本人会員の責任とします。
6. カードの有効期限は当社が指定する日までとし、カードの表面に印字します。
7. カードの有効期限が到来する場合、当社は引き続き会員として適当と認めた方に新しいカードと会員規約を送付します。なお、有効期限内におけるカード利用等によるお支払いについては、有効期限経過後といえども会員規約の効力が維持されるものとします。

第3条 (カードの年会費)

1. 本人会員は、当社に対し所定の年会費を支払うものとします。なお、年会費の支払期日はカード送付時に通知するものといたします。
2. 支払方法は、第7条のカード利用代金の場合と同様とします。
3. すでにお支払い済の年会費は、退会又は会員資格の取り消しとなった場合その理由の如何を問わず返却いたしません。

第4条 (暗証番号)

1. 当社は会員からのお申し出により、カードの暗証番号(4桁の数字)を登録するものとします。但し、下記に該当する場合は、当社所定の方法により登録するものとします。
(イ) 会員からのお申し出のない場合。

(ロ)当社が禁止している番号のお申し出があった場合。

2. 会員は、暗証番号を第三者に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
3. カード利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、第三者による利用であっても、当社に責がある場合を除き、本人会員はそのために生ずる一切の債務について支払の責を負うものとします。

第5条 (カード利用可能枠)

1. 当社は第 20 条第 1 項に定めるショッピングサービス及び第 28 条第 1 項に定めるキャッシングサービスごとに、カード利用可能枠を設定いたします。会員は未決済ご利用代金を合算した金額がそれぞれの利用可能枠を超えない範囲でカードを利用することができます。なおショッピングサービスのご利用代金にはカードによる商品の購入代金、サービスの受領、年会費、通信販売・電話予約販売代金、その他当社が提供するすべての商品・サービスの代金及び、諸手数料を含みます。
2. カード 1 回当たりの利用額は、日本国内の加盟店(以下「国内加盟店」と称します。)では当社が定める金額、日本国外の加盟店(以下「海外加盟店」と称し、「国内加盟店」との総称を「加盟店」とします。)ではマスターカード・アジア・パシフィック・PTE・リミテッドもしくはビザ・ワールドワイド・PTE・リミテッド(以下両者を「国際提携組織」と総称します。)が定める金額までとします。但し、カード利用の際、加盟店を通じて当社の承認を得た場合は、この金額を超えて利用することができます。
3. 第 1 項にかかわらず、第 23 条に定める 1 回払いを除く支払区分については、当社が審査し決定した額を限度とする利用可能枠を定める場合があります。その場合会員は、支払区分ごとの未決済残高が各々の利用可能枠を超えない範囲で利用することができます。但し、未決済残高の合計が、第 1 項に定める利用可能枠を超えるご利用はできません。
4. 第 1 項にかかわらず、第 29 条に定めるキャッシング(1 回払い)については、第 1 項に定めるキャッシングサービスの利用可能枠の範囲内で当社が審査し決定した額を限度とする利用可能枠を定め、会員は、キャッシング(1 回払い)の未決済残高を合算した金額が上記利用可能枠を超えない範囲で利用することができます。
5. カード利用可能枠は、当社が必要と認めた場合には、増額、減額又は利用停止ができるものとします。

第6条 (複数枚カード保有における利用可能枠)

当社の発行するカードを複数枚保有している場合、各カード毎に定められた利用可能枠のうち、最も高い額を会員のご利用可能な上限額とします。但し、それぞれのカードにおける利用可能枠は、各カードに定められた額とします。

第7条 (代金決済)

1. 第 20 条第 1 項に定めるショッピングサービス及び第 28 項第 1 項に定めるキャッシングサービス(それらの手数料・利息を含みます。)のご利用代金は、原則として毎月 10 日に締め切り(以下「締切日」と称します。)、翌月 5 日(金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下これを「約定支払日」と称します。)に本人会員が予め指定した金融機関口座(以下「お支払預金口座」と称

します。)から口座振替の方法によりお支払いいただきます。なお、事務上の都合により翌々月以降の当社が指定した日にお支払いいただくことがあります。また、支払方法について別に当社が指定した場合は、その方法に従いお支払いいただきます。

2. 会員の海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ、お支払いいただきます。なお、ショッピング利用分の日本円への換算は、利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用した交換レートに、当社が定める為替処理等の事務経費として1.63%(税込)を加算したレートを適用するものとします。
3. 当社は前二項に基づく毎月のお支払い金額を、お支払い月の前月末頃、普通郵便で会員が予め届け出た送り先にご利用明細書として通知します。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせ、ご確認は、通知を受けたのち2週間以内にさせていただくものとし、この期間内に異議の申し立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容についてご承認いただいたものとみなします。
4. お支払預金口座の預金残高不足により、第1項のご利用代金の支払債務(以下「支払債務」と称します。)の口座振替ができない場合には、当社は、当該金融機関との約定により、約定支払日以降の任意の日において、代金の全部又は一部につき口座振替ができるものとします。

第8条 (支払金等の充当順位)

1. お支払いいただいた金額が支払債務全額を完済するに足りない場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれの債務に充当しても異議のないものとします。なお、そのお支払いが、期限の到来した債務の全額を超えている場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれの期限未到来債務に充当しても異議のないものとします。
2. 第1項にかかわらず、第26条に定める「リボルビング払いの支払停止の抗弁」にかかわる充当順位については、割賦販売法第30条の5の規定によるものとします。

第9条 (費用の負担)

本人会員のご都合による第7条第1項以外のお支払方法により発生した入金費用、公租公課及び、当社と本人会員のあいだで締結する本人会員の債務の支払いに係る公正証書の作成費用等は、退会后といえども本人会員が負担するものとします。

第10条 (退会及びカードの利用停止と返却)

1. 本人会員は当社あて所定の退会手続きをすることにより、いつでも退会することができます。その場合カードは当社の指示する方法に従い、返却もしくは裁断のうえ破棄するものとします。
2. 会員が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合は、当社は、何らの通知、催告を要せずして、カードの使用停止又は会員の資格を取り消すことができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。その場合カードは当社の指示する方法に従い返却するものとします。
 - (イ)カードのお申し込みもしくはその他の当社へのお申し込み、申告、届出などで虚偽の申告をした場合。
 - (ロ)本規約のいずれかに違反した場合。
 - (ハ)当社に対する支払債務又は当社の保証している債務の履行を怠った場合。

- (二)信用情報機関の情報により、本人会員の信用状態が著しく悪化し、又は悪化のおそれがあると当社が判断した場合。
- (ホ)第 20 条第 4 項に定める換金を目的とした利用等、カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合。
- (ヘ)第 7 条第 1 項に定める自動振替手続きのために有効な金融機関口座の届出がない場合。
- (ト)第 11 条第 1 項又は第 2 項各号のいずれかに該当した場合。
- (チ)第 14 条第 1 項に違反したことなどにより、当社から本人会員への連絡が不可能であると当社が判断した場合。
- (リ)第 16 条の 2 第 1 項に規定する暴力団員等であることが判明した場合。
- (ヌ)第 16 条の 2 第 2 項に記載する行為を行った場合。
- (ル)第 16 条の 2 第 3 項に基づいて求めた報告を合理的な期間内に提出しない場合。
- (ヲ)本人会員が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社から本人会員への連絡が困難と判断した場合。

3. 前二項の場合、当該会員は以下の事項に同意するものとします。

- (イ)当該カードの利用により発生する債務の支払いが完了するまでは、引き続き会員規約の効力が維持されるものとします。
- (ロ)会員は会員番号等を登録した加盟店に対して速やかに決済方法の変更手続きを行なうものとし、当該加盟店より通信料などの継続的売上が発生した場合はこれをお支払いいただきます。

第11条 (期限の利益喪失)

1. 本人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に支払債務全額について期限の利益を失い、ただちにその債務を履行するものとします。
 - (イ)キャッシングサービス又はショッピングサービスの 1 回払いのご利用代金の支払いを 1 回でも遅滞したとき。但し、利息制限法第 1 条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。
 - (ロ)ショッピングサービス(1 回払いを除く)のご利用代金の支払いを遅滞し、当社から 20 日以上 of 相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
 - (ハ)自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払いを停止したとき。
 - (ニ)差押・仮差押・保全差押・仮処分申し立て又は滞納処分を受けたとき。
 - (ホ)破産・民事再生の申し立てを受けたとき、又は自らこれらの申し立てをしたとき。
2. 本人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により支払債務全額について期限の利益を失い、ただちにその債務を履行するものとします。
 - (イ)商品の購入が割賦販売法第 35 条の 3 の 60 第 1 項に該当する場合で、本人会員が当社に対する支払いを 1 回でも遅滞したとき。
 - (ロ)商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。
 - (ハ)本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。
 - (ニ)本人会員の信用状態が著しく悪化したとき。
 - (ホ)会員が、第 16 条の 2 第 1 項又は第 2 項に違反したとき又は当社が、第 16 条の 2 第 3 項に

定める報告を求めたにもかかわらず、本人会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。

第12条 (遅延損害金)

1. 本規約に定められた支払期日にお支払い資金が不足し、ご利用代金の全額をお支払いいただけない場合は、お支払いになるべき金額に対してその支払期日の翌日から支払日に至るまで、第23条第1項に定めるショッピングサービスの1回払い・リボルビング払いは年利率14.6%、2回払い・ボーナス一括払い・分割払いは年利率6.0%、第28条第1項に定めるキャッシングサービスは年利率20.0%の割合で遅延損害金を申し受けます。
2. 本規約に基づく債務において期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失日の翌日から完済の日に至るまで、支払債務の元金残全額に対して第23条第1項に定めるショッピングサービスの1回払い・リボルビング払いは年利率14.6%、2回払い・ボーナス一括払い・分割払いは年利率6.0%、第28条第1項に定めるキャッシングサービスは年利率20.0%の割合で遅延損害金を申し受けます。
3. 前二項いずれも計算方法は、日割計算とします。

第13条 (カードの盗難・紛失の場合の責任と損害のてん補)

1. 万一会員がカードを盗難、詐取もしくは横領(以下「盗難」と総称します。)され、又は紛失した場合は、速やかに当社に電話等により届出のうえ、所定の喪失届を提出していただくと共に、所轄警察署へもお届けいただきます。
2. カードの盗難・紛失により第三者に不正使用された場合、その代金等の支払いは本人会員の責任となります。
3. 但し、前項により会員が被る損害は、次に掲げる場合を除き当社が全額てん補します。
 - (イ)会員の故意又は重大な過失に起因する場合。
 - (ロ)会員の家族、同居人、留守人その他の会員の委託を受けて身の回りの世話をする者など、会員の関係者の自らの行為もしくは加担した盗難の場合。
 - (ハ)第2条第4項に違反して第三者にカードを使用された場合。
 - (ニ)当社が会員から盗難・紛失の通知を受理した日から61日以前に生じた不正使用の場合。
 - (ホ)戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用の場合。
 - (ヘ)本規約に違反している状況において盗難・紛失が生じた場合。
 - (ト)会員が当社の請求する書類を提出しない、又は提出した書類に不正の表示をした場合、あるいは被害調査に協力をしない場合。
 - (チ)カード使用の際、登録した暗証番号が使用された場合。但し、当社に責がある場合は除きます。
4. カードの再発行は、当社が適当と認めた場合に行ないます。この場合、当社所定の手数料を申し受けます。その支払方法は、第7条のカード利用代金の場合と同様とします。

第14条 (届出事項の変更)

1. 本人会員が当社に届け出た氏名、勤務先、住所、メールアドレス、お支払預金口座、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届け出た事項(取引目的等を含みます。)等に変更

があった場合は、ただちに当社あてに所定の変更手続きをしていただきます。

2. 前項の届出がないために当社から送付する通知書、書類その他のものが延着し又は到着しなかった場合は、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。但し、前項の変更手続きを行なわなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りでないものとします。
3. 当社は、本人会員と当社との各種取引において、本人会員が当社に届け出た内容又は公的機関が発行する書類等により当社が収集した内容のうち、同一項目について異なる内容がある場合、最新のお届け又は収集内容に変更することができるものとします。

第15条 (外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等の適用)

海外加盟店でカード利用する場合、現に適用されている又は今後適用される諸法令、諸規則などにより、許可書、証明書その他の書類を必要とする場合には、当社の要求に応じこれを提出するものとします。また、海外加盟店でのカードの利用の制限あるいは停止に応じていただきます。

第16条 (その他承諾事項)

1. 本人会員は、以下の事項を予め承諾するものとします。
 - (イ)当社がカードに関する与信、管理、その他の業務の一部又は全部を第三者に委託することについて予め同意するものとします。
 - (ロ)当社が与信及び与信後の管理のため必要と認めた場合に、勤務先、収入等の確認を求めるとともに住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票その他の所得証明書類等を取得又は提出いただくこと。
 - (ハ)当社が会員にお貸したカードに偽造、変造等が生じた場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。
 - (ニ)当社が本人会員に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。
- 2.当社が本人会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者に該当する可能性があると判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、会員に対する通知を行うことなく、キャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。

第16条の2 (反社会的勢力の排除)

1. 本人会員は、会員が現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当せず、関係しないことを確約するものとします。
 - (イ)暴力団
 - (ロ)暴力団員
 - (ハ)暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (ニ)暴力団準構成員
 - (ホ)暴力団関係企業
 - (ヘ)総会屋等
 - (ト)社会運動等標ぼうゴロ
 - (チ)特殊知能暴力集団等

- (リ)これらの共生者
 - (ヌ)その他これらに準じる者
 - (以下総称して「暴力団員等」という)
2. 本人会員は、自ら又は第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。
- (イ)暴力的な要求行為
 - (ロ)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (ハ)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (ニ)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (ホ)その他前各号に準ずる行為
3. 当社は、会員が暴力団員等、前項に定める確約事項への違反又は次の各号に該当すると具体的に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。
- (イ)自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (ロ)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。

第 17 条 (合意管轄裁判所)

会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地、購入地及び当社の本社、支店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第 18 条 (準拠法)

会員と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

第 19 条 (規約の改定並びに承認)

当社は本規約の一部もしくは全てを変更する場合は、当社ホームページ

(<http://www.tomatocard.co.jp>)での告知その他当社所定の方法により本人会員にその内容をお知らせいたします。お知らせ後に会員がカードをご利用された場合は、内容をご承認いただいたものとみなします。